



知つ得!!

国保

— 医療保険制度 あれこれ —

国保税を滞納すると・・・

国保税を滞納すると、次のような措置が取られます。

①督促・催告・延滞金の徴収

納期限を過ぎると督促や催告が行われ、延滞金を徴収されます。

②短期被保険者証の交付

有効期限の短い保険証が交付されます。(有効期限は3か月・6か月などです。)

有効期限ごとに更新手続きが必要です。この場合、納付相談を受けなければなりません。

③資格証明書の交付

相当期間滞納し、納付相談に応じない場合や分納誓約・納税誓約が守られなかった場合交付されます。

資格証明書は、医療の負担割合は10割です。その後の手続きで、保険負担分は払い戻されますが、滞納している税に充てられます。

まずは、納付相談を受けましょう！

納付相談と分納することで、このような最悪な事態は回避できます。

④高額療養費等保険給付の差し止め

高額療養費の現物給付（限度額適用認定）を受けることができません。（高額となる医療費を全額支払うことになります。）

保険給付がある場合、個人に払い戻される額から滞納分が差し引かれます。

⑤特別な取扱い

○財産・給与などの差し押さえ。

○保健事業や福祉事業などの給付制限。（各種手当などが、受け取れない場合があります。）

など、厳しい措置が取られることがあります。

滞納を放置したまま、重大な医療が必要になるケースが見受けられます。

「どうしよう・・・・」となる前に、納付相談にお越しください。

納付相談

開 庁 日：午前8時30分～午後5時15分

窓口延長日：午後5時15分～午後7時15分

■保険証の一斉更新について

平成26年9月30日に国民健康保険被保険者証の有効期限が満了になります。

9月中旬から、保険証の一斉更新を特定記録郵便にて行います。

期限切れの被保険者証は原則町民生活課まで、お返しください。

問合せ

(資格・給付に関すること)

町民生活課保険年金担当

☎62-1232

(国保税に関すること)

税務課課税担当・収納担当

☎62-1461